

昭和三十二年政令第二百九十八号

自然公園法施行令

内閣は、自然公園法（昭和三十二年法律第六百一一号）第二条第六号、第九条、第十二条第二項、第十四条第二項、第十六条、第二十六条、第三十条及び第三十八条の規定に基き、この政令を制定する。

（公園事業となる施設の種類）

第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第六百六十一号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて旅客を運送する道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（政令で定める公共団体が定める行為、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。）

（政令で定める公共団体）

第二条 法第十一条第二項に規定する政令で定める公共団体は、港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）に定める港務局とする。

第三条 法第二十条第三項第十八号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路（主として特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

三 遊歩道	歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。次条において同じ。
四 休憩所	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
五 野営場	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
六 駐車場	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
七 案内所	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
八 給水施設、排水施設及び公衆便所	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
九 博物展示施設	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
十 植生復元施設及び動物繁殖施設	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
十一 砂防施設及び防火施設	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）
十二 自然再生施設	（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

三 法第二十四条第一項の認定	一人につき千人百円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額
四 法第三十一条第一項の政令で定める手数料	該各号に定めるものとする。
五 法第五十六条の規定による料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。	（認定等に関する手数料）
六 法第三十二条第三項第二号に掲げる行為	（認定等に関する手数料）
七 法第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付	（認定等に関する手数料）
八 法第三十二条第三項第四号、第五号及び第六号に掲げる行為	（認定等に関する手数料）
九 法第五十八条の規定により地方公共団体が徴収する負担金に関する事項については、当該地方公共団体の条例で定める。	（負担金の徴収方法等）
十 法第二十条第三項第七号に掲げる行為	（負担金の徴収方法等）
十一 法第二十二条第三項第二号に掲げる行為	（負担金の徴収方法等）
十二 法第二十二条第三項第二号に掲げる行為	（負担金の徴収方法等）

一 附 則	（施行期日）
二 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
三 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
四 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
五 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
六 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
七 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
八 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
九 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
十 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
十一 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
十二 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）

一 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
二 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
三 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
四 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
五 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
六 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
七 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
八 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
九 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
十 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
十一 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）
十二 本法第二十二条第三項第七号に掲げる行為	（施行期日）

る事務の処理に関するものに限る。) に関する事務 (事務の報告)	3 都道府県知事は、前項に規定する事務を行つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨及びその内容を環境大臣に報告しなければならない。
4 前項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。	5 附則第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六六七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(国の一貸付金の償還期間等)	6 法附則第十二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
7 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十一項の規定による国の一貸付金(以下「国の一貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。	
8 国の一貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。	9 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の一貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
10 法附則第十五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。	1 附則 (昭和三七年七月二一日政令第二八一号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。
1 附則 (昭和四五年六月一五日政令第一八二号) 抄 この政令は、公布の日から施行する。	2 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)
1 1 この政令は、公布の日から施行する。	3 事務所長に委任する。

1 附則 (昭和四八年十月一日から施行する。)	1 附則 (昭和四八年四月十二日から施行する。)
2 附則 (昭和四八年九月二九日政令第二七八号) 抄 (施行期日)	2 附則 (昭和四八年九月二九日政令第二七八号) 抄 (施行期日)
3 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)	3 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)
4 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)	4 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)
5 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)	5 附則 (昭和四八年三月三一日政令第三五号) 抄 (事務の区分)

1 附則 (平成二年七月一〇日政令第二一一号) 抄 (公園事業に関する経過措置)	1 附則 (平成二年七月一〇日政令第二一一号) 抄 (公園事業に関する経過措置)
2 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二二号) 抄 (この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日(平成二年十一月一日)から施行する。)	2 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二二号) 抄 (この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日(平成二年十一月一日)から施行する。)
3 附則 (平成三年七月五日政令第二二九号) 抄 (この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日(平成三年七月五日)から施行する。)	3 附則 (平成三年七月五日政令第二二九号) 抄 (この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日(平成三年七月五日)から施行する。)
4 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	4 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
5 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	5 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)

1 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	1 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
2 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	2 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
3 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	3 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
4 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	4 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
5 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	5 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)

1 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	1 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
2 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	2 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
3 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	3 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
4 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	4 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)
5 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)	5 附則 (平成二年七月一〇日政令第二二九号) 抄 (この政令は、公布の日から施行する。)

等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。附則第三項第三号の規定により岩手県知事、秋田県知事、島根県知事又は大分県知事に対し届出をしなければならない事項で、同日前に当該届出がされていないものについては、自然公園法第二十六条第一項の規定により環境大臣に対し届出をしなければならない事項について当該届出がされていないものとみなして、同法の規定を適用する。

附 則 (平成一七年三月三〇日政令第八)

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に自然公園法の規定により愛媛県知事がした許可等の処分その他の行為又はこの政令の施行の際現に同法の規定により愛媛県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、同日以後において環境大臣が管理し、及び執行することとなる事務に係るものには、同日以後においては、環境大臣のした許可等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二九日政令第二)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

第三条 前条による改正後の自然公園法施行令の規定に基づき環境省令を制定し、又は改廃する場合においては、その環境省令で、その制定又是改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができること(处分、申請等に関する経過措置)。

第十六条 この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他的行为(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。(以下「处分等」という。))は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してもした申請、届出その他の行為とみなす。

行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してもした申請等とみなす。

は、同日以後においては、環境大臣のした許可等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成二一年三月二十五日政令第五)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に自然公園法の規定により栃木県知事がした許可等の処分その他の行為又はこの政令の施行の際現に同法の規定により栃木県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、同日以後において環境大臣が管理し、及び執行することとなる事務に係るものには、同日以後においては、環境大臣のした許可等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成一八年三月二三日政令第五)

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 改正法第一条の規定による改正後の自然公園法(以下「新自然公園法」という。)第十一条第九項(新自然公園法第十六条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、改正法の施行の日以後に新自然公園法第十条第九項に規定する変更をした者について適用する。

第三条 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の自然公園法施行令(以下「旧自然公園法施行令」という。)第三条(旧自然公園法施行令第六条及び第七条において準用する場合を含む。)の規定は、同日以後においては、環境大臣のした許可の申請その他の行為又は環境大臣に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成一九年三月二八日政令第七)

(施行期日)

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に自然公園法の規定により香川県知事がした許可等の処分その他の行為又はこの政令の施行の際現に同法の規定によ

協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年二月一五日政令第一)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に旧自然公園法施行令第八条第一項(旧自然公園法施行令第十六条第二項において準用する場合を含む。)、第六条第一項、第七条若しくは第十二条第三項(これらのお前例による。

附 則 (平成二二年二月一五日政令第一)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第八条第一項(旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。)の規定又は旧自然公園法施行令第十二条第一項若しくは第十三条(これらの規定を旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。)の規定によりな前例による。

附 則 (平成二二年二月一五日政令第一)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に旧自然公園法施行令第六条第一項(旧自然公園法施行令第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は旧自然公園法施行令第十七条(申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(管理又は経営の方合を含む。)の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(管理又は経営の方合を含む。)の規定によりな前例による。

附 則 (平成二二年二月一五日政令第一)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の自然公園法施行令第六条及び第十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。の規定により承認の申請又は

協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年二月一五日政令第一)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の自然公園法第九条第三項又は第十条

第三項の認可を受けた者（この政令の施行後に附則第三条の規定によりなお従前の例により認められた者を含む。）についての新自然公園法第十四条第三項の規定の適用については、旧自然公園法施行令第九条（旧自然公園法施行令第十七条において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（この政令の施行後に附則第三条、第四条第一項又は第六条の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新自然公園法第十条第十項の規定により付された条件とみなす。

第九条 国立公園事業又は国定公園事業の執行の認可を受けた者（以下この条において「国立公園事業者等」という。）がこの政令の施行前に国立公園事業者等でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により国立公園事業者等でなくなった場合を除く。）における当該国立公園事業者であつた者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

第十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年九月一七日政令第二五八号抄）

（施行期日）

1 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十九号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別表（附則第二項関係）

〇四号

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

十五
岡山県
十七
山口県
十八
福岡県
十九
長崎県
二十
宮崎県
二十一
鹿児島県